

仕 様 書

第1 目的

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ、周辺機器及びソフトウェア（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

第2 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

第3 物品の仕様及び導入

以下の仕様を備えたものとする。

(1.0) 共通		
(1.1) 全般	全台数同一のものを導入すること。	
(1.2) 期限	令和8年12月26日までに物品の導入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。	
(1.3) 運送及び保管	乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、物品の材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。	
(1.4) 物品管理	導入するパーソナルコンピュータ及び外付けディスプレイには、導入年月、リース期間、所属名、ハードウェア管理番号、コンピュータ名等の内容を記載したラベル、また保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付けること	※1
(1.5) 物品管理情報の提供	乙は上記のハードウェア管理番号等を掲載した一覧ファイルを電磁的記録媒体で甲に提供すること。	
(1.6) 環境配慮事項	導入するパーソナルコンピュータ及び外付けディスプレイには、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、通称『グリーン購入法』）適合品であること。	
(2.0) パーソナルコンピュータ（一般業務用端末）		
(2.1) 重量	A4モバイルノート（質量：1.1kg未満）	
(2.2) サイズ	外形寸法（W×D×H）309×209×18mm相当（突起物含まず）	
(2.3) CPU	Intel Core 5 220U 相当以上	※2
(2.4) メモリ	8GB以上	
(2.5) 補助記憶装置（SSD）	256GB以上、本体内蔵型	※3
(2.6) OS	Windows11 Pro 64ビット（日本語版）	※4
(2.7) 表示機能（ディスプレイ）	13.3インチ相当、Webカメラ（約500万画素）&マイク付	
(2.8) 表示機能（解像度等）	Full HD以上（1,677万色以上同時表示可能なこと。） （LEDバックライト付TFTカラーLCD相当）	
(2.9) 入力装置（マウス）	Bluetooth 接続スクロール機能付光学式マウス	
(2.10) 入力装置（キーボード）	アイソレーションキーボード（86キー、JIS配列準拠）	

(2.11) 電源	USB Type-C AC アダプタ	
(2.12) バッテリ	リチウムイオン式、内蔵型、駆動時間：約 21 時間	
(2.13) 外部インターフェイス (USB 端子)	Type-A USB3.0 以上× 3 個以上	※ 5
(2.14) 外部インターフェイス (ディスプレイ)	HDMI× 1 個以上 USB-Type-C× 1 個以上	※ 5
(2.15) 外部インターフェイス (マイク入力端子)	φ 3.5 mmステレオ・ミニジャック	
(2.16) 外部インターフェイス (ヘッドホン出力端子)	φ 3.5 mmステレオ・ミニジャック	
(2.17) ネットワーク (LAN)	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T、Wake on LAN 対応	
(2.18) ネットワーク (無線 LAN)	IEEE 802.11ax(2.4Gbps)、802.11a/b/g/n/ac 対応	
(2.19) ソフトウェア (全般)	(2.20)～(2.23)に示すソフトウェアがインストール済みで、正常に動作すること。パーソナルコンピュータは、LAN 接続のものについては Key Management Service (KMS) による認証を予定しており、この場合のサーバは甲で準備する。LAN 非接続のものについては、Multiple Activation Key (MAK)による認証を予定している。 なお、インストールにあたっては、甲がソフトウェアをインストールした見本用パーソナルコンピュータを提示するので、契約締結後速やかにパーソナルコンピュータを 1 台準備すること。	
(2.20) ソフトウェア (日本語変換ソフト)	無 (OS 標準搭載 Microsoft IME)	
(2.21) ソフトウェア (オフィス)	Microsoft Office 365	※ 6
(2.22) ソフトウェア (PDF 作成編集)	PDF-XChange Pro	※ 6
(2.23) ソフトウェア (その他)	ア.WatchGuard Endpoint Security360 イ.SKYSEA Client View ウ.Tanium Client (知事部局のみ) エ.WinActor(フローティングライセンス版) (知事部局のみ) オ.Microsoft Teams カ.InterSafe Client (ソフトウェアについては、変更する可能性がある。)	※ 6
(2.24) 盗難防止器具	既設のものを流用すること。	
(2.25) 据付調整 (物品の設置)	LAN インターフェイスの組込み等を行い、ネットワークにログインできるように設定すること。(LAN ケーブル等の工事は本件入札には含まない)	
(2.26) 据付調整 (AD 設定)	アクティブディレクトリの設定を行うこと	
(2.27) 据付調整 (資産情報の取得)	県庁 LAN 非接続パソコンについては、ソフトウェア情報取得ツールでソフトウェア情報を取得すること。(ソフトウェア情報取得ツールは、契約後、甲から別途提供)	
(2.28) 据付調整 (プリンタ・複合機設定)	現地におけるプリンタ・複合機の設定及び正常動作の確認を行うこと。	
(2.29) 据付調整 (動作確認)	県が所有する Web 分離システムを利用して、インターネットの閲覧が正常に行われているか確認を行うこと。	
(2.30) その他 (ディスクイメージ)	出荷時の状態及びカスタマイズ (詳細は別途指示する) 後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップ用イメージを含んだ USB を添付すること。	

(2.31)	その他（ディスクイメージの提出）	ディスクイメージについては、1年に1回（甲より要望があった場合は2回まで）、設定変更の更新を行い、提出すること。
(3.0)	外付ディスプレイ	
(3.1)	型	ワイド液晶ディスプレイ 23.8 型
(3.2)	色	ブラック
(3.3)	ケーブル	USB-type-C ケーブル付属（1.5m 相当）
(3.4)	外部インターフェイス	USB-type-C×1 個以上
(4.0)	補償及び保守	
(4.1)	補償及び保守（物品の供給及び稼働）	物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。
(4.2)	補償及び保守（データの削除）	乙がメーカーに対して修理を依頼する場合は、ハードディスク内にデータを残さないよう十分注意すること。また、修理後はハードディスク内のデータを修理前の状態に復元すること。
(4.3)	補償及び保守（保守体制）	乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること（保守体制の連絡、報告等については、別記様式 1 中別紙②の連絡体制表による）。
(4.4)	補償及び保守（補償範囲）	故障には物品が火災、盗難、破裂・爆発、破損（過失による落下や飲食物等の液体をこぼしたことに起因する破損等を含む。）、落雷、台風・豪雨等による洪水により使用不能となった場合を含む（リース等による総合動産保険での補償を可とするが、補償金額が少ない場合は乙の責任において補償すること。）。
(4.5)	補償及び保守（修理）	乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用するよう措置するものとする。
(4.6)	補償及び保守（修理場所）	故障修理は原則、設置場所（納品後に設置場所を変更している場合は、変更後の設置場所）で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、代替機を貸し出すこと。
(4.7)	補償及び保守（物品の返却）	契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途デジタル推進課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

- ※1 詳細については別途指示
※2 CPU 性能が仕様を満たすことを証明するベンチマークテスト等のデータを提出すること。同型番の場合は不要。
※3 端末に搭載される SSD について、暗号化機能付き SSD であること。また、CPU の負荷もなくハード的に暗号化される事。
※4 再イメージングを行う場合は、適切なライセンスを調達し、ライセンス認証済みの状態で納入すること。
※5 USB Type-C ドッキングハブなどを用いて端子数を満たすことも可とする。
※6 ライセンスは甲が別途調達するため、乙はインストールのみ行うこと。

第4 物品の設置場所、構成および数量

- 1 物品の設置場所 別紙のとおり(物品の設置場所及び設置台数は、変更になる可能性がある。)

知事部局契約分：本庁各課及び出先機関

2 物品の構成及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ

知事部局契約分 7 2 6 台

- (2) 外付ディスプレイ

知事部局契約分 7 2 6 台

第5 その他

- 1 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。

1 知事部局契約分
全台外付けディスプレイあり

所属	住所	台数
秘書広報課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1
統計調査課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	7
生活・協働・男女参画課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	2
みやざき文化振興課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1
人権同和対策課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	2
総合交通課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1
デジタル推進課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	142
中山間・地域政策課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	3
秘書広報課 広報戦略室	宮崎市橘通東2丁目10番1号	4
消費生活センター(宮崎)	宮崎市江平西2-1-20	6
消費生活センター都城支所	都城市北原町16街区1	1
消費生活センター延岡支所	延岡市本小路39-3	4
総務課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	7
人事課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	2
営繕課設備室	宮崎市橘通東2丁目10番1号	5
財政課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	2
税務課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	3
危機管理局 危機管理課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	6
危機管理局 消防保安課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	4
総務事務センター	宮崎市橘通東2丁目10番1号	14
市町村課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	7
財産総管理課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	9
自治学院	宮崎市橘通東2丁目10番1号	3
宮崎県税・総務事務所	宮崎市橘通東1-9-10	11
宮崎県税・総務事務所課税第三課	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-6	2
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	5
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	3
小林県税・総務事務所	小林市細野367-2	2
高鍋県税・総務事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	1
日向県税・総務事務所	日向市中町2-14	3
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	5
消防学校	宮崎市大字郡司分210	1
西臼杵支庁 総務課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	3
西臼杵支庁 農政水産課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	4
西臼杵支庁 土木課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	13
競技・式典課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1
競技力向上推進課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1

福祉保健課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	2
医療政策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
国民健康保険課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
長寿介護課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	8
障がい福祉課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	6
衛生管理課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
健康増進課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
こども政策局 こども家庭課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
薬務感染症対策課 薬務対策室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
薬務感染症対策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
長寿介護課 医療・介護連携推進室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	2
指導監査・援護課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
中央福祉こどもセンター	宮崎市霧島 1-1-2	7
南部福祉こどもセンター	都城市年見町 14-1-1	7
児湯福祉事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1	3
北部福祉こどもセンター	延岡市大貫町 1 丁目 2845	2
中央保健所	宮崎市霧島 1-1-2	11
日南保健所	日南市吾田西 1-5-10	5
都城保健所	都城市上川東 3-14-3	5
小林保健所	小林市堤 3020-13	5
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦 5120-1	11
日向保健所	日向市北町 2-16	7
延岡保健所	延岡市大貫町 1 丁目 2840	9
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町三田井 1086-1	5
衛生環境研究所	宮崎市学園木花台西 2-3-2	6
県立みやざき学園	都城市丸谷町 388	2
身体障害者相談センター	宮崎市霧島 1-1-2	5
県立こども療育センター	宮崎市清武町木原 4257-8	8
都城食肉衛生検査所	都城市江平町 38-1	2
小林食肉衛生検査所	小林市細野 2472-1	1
都農食肉衛生検査所	児湯郡都農町大字川北 15530	6
日向食肉衛生検査所	日向市大字財光寺字長江 373	2
精神保健福祉センター	宮崎市霧島 1-1-2	4
宮崎県動物愛護センター	宮崎市清武町木原 4543 番地 8	1
環境森林課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	5
環境管理課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	5
環境森林課 再造林推進室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	2
自然環境課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	10
山村・木材振興課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	7
山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	2
循環社会推進課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	6

森林経営課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	7
林業技術センター	東臼杵郡美郷町西郷田代 1561-1	3
木材利用技術センター	都城市花繰町 21-2	15
商工政策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	2
観光経済交流局 スポーツランド推進課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
雇用労働政策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
企業振興課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	3
観光経済交流局 観光推進課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
観光経済交流局 国際・経済交流課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	7
商工政策課 経営金融支援室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	3
企業立地推進局 企業立地課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
企業振興課 食品・メディカル産業推進室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
県立産業技術専門校(西都)	西都市大字右松 362-1	8
県立産業技術専門校高鍋校	児湯郡高鍋町大字南高鍋 1770	4
農政企画課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	7
農業普及技術課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	3
農村計画課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	3
農村整備課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	1
漁業管理課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	7
水産政策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	10
畜産局 畜産振興課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	11
畜産局 家畜防疫対策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
担い手農地対策課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
団体指導検査課	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4
中部農林振興局	宮崎市橘通東 1-9-10	12
中部農林振興局 中部農業改良普及センター	東諸県郡国富町大字岩知野 1401	2
南那珂農林振興局	日南市戸高 1-12-1	12
南那珂農林振興局 南那珂農業改良普及センター	日南市南郷町中村甲 1232-1	2
北諸県農林振興局	都城市北原町 24-21	8
西諸県農林振興局	小林市細野 367-2	6
西諸県農林振興局 西諸県農業改良普及センター	小林市駅南 300 番地	1
児湯農林振興局	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須/三 3870-1	6
東臼杵農林振興局	延岡市愛宕町 2-15	10
東臼杵農林振興局 東臼杵北部農業改良普及センター	延岡市長浜町 1-1713	1
東臼杵農林振興局 諸塚駐在所	東臼杵郡諸塚村大字家代字滝の下 3043-1	2
東臼杵農林振興局 椎葉駐在所	東臼杵郡椎葉村大字下福良 1747-10	2
総合農業試験場	宮崎市佐土原町下那珂 5805	24
総合農業試験場 畑作園芸支場	都城市横市町 10683	5
総合農業試験場 茶業支場	児湯郡川南町大字川南 17070	1
総合農業試験場 薬草・地域作物センター	小林市野尻町東麓 2581-88	4

県立農業大学校	児湯郡高鍋町大字持田 5733	8
宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂 3151-1	9
都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田 4213-1	4
延岡家畜保健衛生所	延岡市小野町 4234	3
畜産試験場	西諸県郡高原町大字広原 5066	3
畜産試験場 川南支場	児湯郡川南町大字川南 21986	1
県立高等水産研修所	日南市西町 2-11-6	2
水産試験場	宮崎市青島 6-16-3	5
水産試験場 内水面支場	小林市南西方字出之山 1091	1
漁業管理課 漁港漁場整備室	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	4